

(現行)

(改正案)

別表第2(第4条～第11条関係)

寒川駅北口地区地区整備計画区域

| 計画地 | (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) | (カ) | (キ) | (ク) |
|------------------|--|--|--|--|---|-------------------------|-------------------------------|----------------------|
| 区の名 称 | 建築物等の用途の制限 | 建築物 の延べ 面積の 敷地面 積に対 する割 合の最 高限度 | 建築物 の建築 面積の 敷地面 積に対 する割 合の最 高限度 | 建築物の敷地面 積の最低限度 | 壁面の位 置の制限 | 建築物 の高さ の最高 限度 | 建築物 の形態 又は意 匠の制 限 | かき又は さくの構 造の制限 |
| 中心商 業地A 地区 | 次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 (1) 1階を住居の用に供 するもの(住居に付属す るホール、階段、エレ ベーター、廊下、自動 車車庫等の部分を除 く。) (2) ボーリング場、スケ ート場、水泳場その他 これらに類するもの (3) 学校 (4) 図書館その他これに 類するもの (5) 自動車教習所 (6) 倉庫業を営む倉庫 (7) 畜舎 (8) 工場(自家販売のた めに食品製造業を営む パン屋、米屋、豆腐 屋、菓子屋その他これ らに類するもので作業 場の床面積が50平方メ ートル以内のものを除 く。) (9) 自動車修理工場 (10) 危険物の貯蔵又は 処理に供するもの | 二 | 二 | 100平方メー トル。ただし、次 の各号のいずれ かに該当する土 地については、 この限りでな い。 (1) 公衆便所、 巡査派出所そ の他これらに 類する公益上 必要な建築物 の敷地として 使用する土地 (2) 土地区画整 理事業により 換地された土 地で、当該地 区の規定に適 合しないもの について所有 権その他の権 利に基づいて その全部を一 の敷地として 使用するもの | 建築 物の外壁 若しくは これに代 わる柱又 は建築物 に附属す る工作物 は、地区 計画の計 画図に表 示する壁 面の位置 の制限を 超えて建 築しては ならな い。 | 二 | 二 | 二 |

別表第2(第4条～第12条関係)

寒川駅北口地区地区整備計画区域

| 計画地 | (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) | (カ) | (キ) | (ク) | (ケ) |
|------------------|--|--|--|--|---|-------------------------|---------------------------------|--------------------------|---------------------|
| 区の名 称 | 建築物等の用途の制限 | 建築物 の延べ 面積の 敷地面 積に対 する割 合の最 高限度 | 建築物 の建築 面積の 敷地面 積に対 する割 合の最 高限度 | 建築物の敷地面 積の最低限度 | 壁面の位 置の制限 | 建築物 の高さ の最高 限度 | 建築物 の形態 又は意 匠の制 低限度 | 建築物 の緑化 率の最 低限度 | 垣又は さくの構 造の制限 |
| 中心商 業地A 地区 | 次に掲げる建築物は、建 築してはならない。 (1) 1階を住居の用に供 するもの(住居に付属す るホール、階段、エレ ベーター、廊下、自動 車車庫等の部分を除 く。) (2) ボーリング場、スケ ート場、水泳場その他 これらに類するもの (3) 学校 (4) 図書館その他これに 類するもの (5) 自動車教習所 (6) 倉庫業を営む倉庫 (7) 畜舎 (8) 工場(自家販売のた めに食品製造業を営む パン屋、米屋、豆腐 屋、菓子屋その他これ らに類するもので作業 場の床面積が50平方メ ートル以内のものを除 く。) (9) 自動車修理工場 (10) 危険物の貯蔵又は 処理に供するもの | 二 | 二 | 100平方メー トル。ただし、次 の各号のいずれ かに該当する土 地については、 この限りでな い。 (1) 公衆便所、 巡査派出所そ の他これらに 類する公益上 必要な建築物 の敷地として 使用する土地 (2) 土地区画整 理事業により 換地された土 地で、当該地 区の規定に適 合しないもの について所有 権その他の権 利に基づいて その全部を一 の敷地として 使用するもの | 建築 物の外壁 若しくは これに代 わる柱又 は建築物 に附属す る工作物 は、地区 計画の計 画図に表 示する壁 面の位置 の制限を 超えて建 築しては ならな い。 | 二 | 二 | 二 | 二 |

(現行)

(改正案)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|--|----------|--|--|--|--|----------|--|--|----------|--|--|--|--|--|--|
| | (11) 法別表第二(ほ)項第2号、(ち)項第3号及び第4号に規定するもの。ただし、法別表第二(ほ)項第2号及び(ち)項第3号に規定するものにあつては、敷地が地区計画の計画図表示の道路に面する場合は、この限りでない。 | | | | | | | | (11) 法別表第二(ほ)項第2号、(り)項第2号及び第3号に規定するもの。ただし、法別表第二(ほ)項第2号及び(り)項第2号に規定するものにあつては、敷地が地区計画の計画図表示の道路に面する場合は、この限りでない。 | | | | | | | | |
| 中心商業地B地区 | 次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店、事務所その他これらに類するもの (2) ホテル又は旅館 (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (5) 図書館その他これに類するもの (6) 公衆浴場、診療所、保育所その他これらに類するもの (7) 自動車車庫 (8) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積が50平方メートル以内のもの (9) 公益上必要な建築物 (10) 前各号の2階以上の部分を住居の用に供するもの (11) 前各号に付属するホール、階段、エレベ | 150平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。 (1) 公衆便所、 巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地 (2) 土地区画整理事業により換地された土地で、当該地区の規定に適合しないものについて所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの | 軒高18メートル | | | | | 中心商業地B地区 | 次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店、事務所その他これらに類するもの (2) ホテル又は旅館 (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (5) 図書館その他これに類するもの (6) 公衆浴場、診療所、保育所その他これらに類するもの (7) 自動車車庫 (8) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積が50平方メートル以内のもの (9) 公益上必要な建築物 (10) 前各号の2階以上の部分を住居の用に供するもの (11) 前各号に付属するホール、階段、エレベ | 150平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。 (1) 公衆便所、 巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地 (2) 土地区画整理事業により換地された土地で、当該地区の規定に適合しないものについて所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの | 軒高18メートル | | | | | | |

(現行)

(改正案)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|--|------------------|--|--|--|--|------------------|---|--|------------------|--|--|--|--|--|--|
| | ーター、廊下、自動車 車庫等の用に供するも の | | | | | | | | ーター、廊下、自動車 車庫等の用に供するも の | | | | | | | | |
| 周辺商 業地C 地区 | 次に掲げる建築物は建 築してはならない。 (1) 店舗、飲食店、事務 所その他これらに類す るものの床面積の合計 が3,000平方メートル を超えるもの。ただ し、都市計画道路3・ 5・5号寒川下寺尾線に 面する敷地にあつて は、この限りでない。 (2) 学校 (3) 図書館その他これに 類するもの(集会所を除 く。) (4) 自動車教習所 (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 畜舎 (7) 工場(自家販売のた めに食品製造業を営む パン屋、米店、豆腐 屋、菓子屋その他これ らに類するもので作業 場の床面積が50平方メ ートル以内のものを除 く。) (8) 自動車修理工場 (9) 危険物の貯蔵又は処 理に供するもの。 (10) 法別表第二(ほ)項 第2号に規定するもの。 ただし、都市計画道路 3・5・5号寒川下寺尾線 に面する敷地にあつて は、この限りでない。 | 100平方メー トル。ただし、 次の各号のいず れかに該当する 土地について は、この限りで ない。 (1) 公衆便所、 巡査派出所そ の他これらに 類する公益上 必要な建築物 の敷地として 使用する土地 (2) 土地区画 整理事業によ り換地された 土地で、当該 地区の規定に 適合しないも のについて所 有権その他の 権利に基づい てその全部を 一の敷地とし て使用するも の | 軒高18 メー トル | | | | | 周辺商 業地C 地区 | 次に掲げる建築物は建 築してはならない。 (1) 店舗、飲食店、事務 所その他これらに類す るものの床面積の合計 が3,000平方メートル を超えるもの。ただ し、都市計画道路3・ 5・5号寒川下寺尾線に 面する敷地にあつて は、この限りでない。 (2) 学校 (3) 図書館その他これに 類するもの(集会所を除 く。) (4) 自動車教習所 (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 畜舎 (7) 工場(自家販売のた めに食品製造業を営む パン屋、米店、豆腐 屋、菓子屋その他これ らに類するもので作業 場の床面積が50平方メ ートル以内のものを除 く。) (8) 自動車修理工場 (9) 危険物の貯蔵又は処 理に供するもの。 (10) 法別表第二(ほ)項 第2号に規定するもの。 ただし、都市計画道路 3・5・5号寒川下寺尾線 に面する敷地にあつて は、この限りでない。 | 100平方メー トル。ただし、 次の各号のいず れかに該当する 土地について は、この限りで ない。 (1) 公衆便所、 巡査派出所そ の他これらに 類する公益上 必要な建築物 の敷地として 使用する土地 (2) 土地区画 整理事業によ り換地された 土地で、当該 地区の規定に 適合しないも のについて所 有権その他の 権利に基づい てその全部を 一の敷地とし て使用するも の | 軒高18 メー トル | | | | | | |
| 周辺商 | 次に掲げる建築物は建 | 100平方メー | 軒高15 | | | | | 周辺商 | 次に掲げる建築物は建 | 100平方メー | 軒高15 | | | | | | |

(現行)

(改正案)

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|--|--|-------------|--|--|--|-------------------|--|--|--|-------------|--|--|--|--|
| <p>業地D 地区</p> | <p>築してはならない。 (1) 店舗、飲食店、事務所その他これらに類するものの床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの(都市計画道路3・5・5号寒川下寺尾線及び県道丸子中山茅ヶ崎線に面する敷地にあつては、当該床面積の合計が3,000平方メートル以下のものを除く。) (2) 学校 (3) 図書館その他これに類するもの (4) 自動車教習所 (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 畜舎 (7) 工場(自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積が50平方メートル以内のもの及び次号ただし書に該当する自動車修理工場を除く。) (8) 自動車修理工場。ただし、県道丸子中山茅ヶ崎線に面する敷地にあつては、この限りでない。 (9) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (10) 法別表第二(ほ)項第2号に規定するもの。 ただし、都市計画道路</p> | | <p>トル。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。 (1) 公衆便所、 巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地 (2) 土地区画 整理事業により換地された土地で、当該地区の規定に適合しないものについて所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの</p> | <p>メートル</p> | | | | <p>業地D 地区</p> | <p>築してはならない。 (1) 店舗、飲食店、事務所その他これらに類するものの床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの(都市計画道路3・5・5号寒川下寺尾線及び県道丸子中山茅ヶ崎線に面する敷地にあつては、当該床面積の合計が3,000平方メートル以下のものを除く。) (2) 学校 (3) 図書館その他これに類するもの (4) 自動車教習所 (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 畜舎 (7) 工場(自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積が50平方メートル以内のもの及び次号ただし書に該当する自動車修理工場を除く。) (8) 自動車修理工場。ただし、県道丸子中山茅ヶ崎線に面する敷地にあつては、この限りでない。 (9) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (10) 法別表第二(ほ)項第2号に規定するもの。 ただし、都市計画道路</p> | | <p>トル。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。 (1) 公衆便所、 巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地 (2) 土地区画 整理事業により換地された土地で、当該地区の規定に適合しないものについて所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの</p> | <p>メートル</p> | | | | |
|-------------------|--|--|--|-------------|--|--|--|-------------------|--|--|--|-------------|--|--|--|--|

(現行)

(改正案)

| | |
|---|---|
| <p>舗、その他これらに類する用途を兼ねるもの (非住宅部分の床面積の合計が50平方メートル以下かつ延べ面積の2分の1未満のもの)</p> <p>(3) 法別表第二(イ)項第6号に掲げる建築物</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 法別表第二(ハ)項第5号及び第6号に掲げる建築物。ただし、地区計画の計画図表示の道路に面する敷地に限る。</p> <p>(6) 前各号の建築物に付属するもの</p> | <p>は、この限りでない。</p> <p>(1) 公衆便所、 巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地</p> <p>(2) 土地区画 整理事業により換地された土地で、当該地区の規定に適合しないものについて所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>舗、その他これらに類する用途を兼ねるもの (非住宅部分の床面積の合計が50平方メートル以下かつ延べ面積の2分の1未満のもの)</p> <p>(3) 法別表第二(イ)項第6号に掲げる建築物</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 法別表第二(ハ)項第5号及び第6号に掲げる建築物。ただし、地区計画の計画図表示の道路に面する敷地に限る。</p> <p>(6) 前各号の建築物に付属するもの</p> | <p>は、この限りでない。</p> <p>(1) 公衆便所、 巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地</p> <p>(2) 土地区画 整理事業により換地された土地で、当該地区の規定に適合しないものについて所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの</p> |
|---|---|

田端西地区地区整備計画区域

| 計画地 | (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) | (カ) | (キ) | (ク) | (ケ) |
|------------------------|--|--|--|---|---|-------------------------|-------------------------------|---|---------------------|
| 区の名 称 | 建築物等の用途の制限 | 建築物 の延べ 面積の 敷地面 積に対 する割 合の最 高限度 | 建築物 の建築 面積の 敷地面 積に対 する割 合の最 高限度 | 建築物の敷地面 積の最低限度 | 壁面の位 置の制限 | 建築物 の高さ の最高 限度 | 建築物 の形態 又は意 匠の制 限 | 建築物 の緑化 率の最 低限度 | 垣又はさ くの構造 の制限 |
| 工業・ 流通業 務A地 区 | 次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 工場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業 | — | — | 1万平方メー トル。ただし、次 の各号のいずれ かに該当する土 地については、 この限りでない。 | 建 築 物の外壁 又はこれ に代わる 柱の面か ら、道路 境界線ま | 31メー トル | — | 100 分の 15。た だし、 巡査派 出所、 公衆電 | — |

(現行)

(改正案)

| | | | | |
|--|---|--|--|--|
| | <p>の用に供するもの(工場に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)を除く。)</p> <p>(2) 事務所</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(4) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供するものを除く。)</p> <p>(5) 自動車車庫</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの</p> <p>(7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物(老人福祉センター、児童厚生施設を除く。)</p> | | <p>(1) 土地区画での距離 整理法(昭和29年法律第119号)の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けられた土地で、所有権その他の権利に基づいて使用するもの (2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地</p> <p>(1) 土地区画での距離は2.0メートル以上とする。ただし、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高</p> | <p>話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するものは、この限りでない。</p> |
|--|---|--|--|--|

(現行)

(改正案)

| | | | | | | | | | | |
|--|--------------------|--|--|--|---|--|------------|--|--|--|
| | | | | | さが 2.3メ ートル 以下で、 かつ、 床面積 の合計 が5平方 メートル 以下で あるもの | | | | | |
| | | | | | (3) 自動車 車庫で、軒 の高さが 2.3メ ートル以 下である もの | | | | | |
| | 工業・ 流通業 務B地区 | 次に掲げる建築物以外 は建築してはならない。た だし、さがみ縦貫道路内の 建築物についてはこの限 りでない。 | | | | 500平方メー トル。ただし、次 の各号のいずれ かに該当する土 地については、 この限りでな い。 | 31メー トル | | | |
| | | (1) 工場(建築基準法別 表第二(る)項第1号に 掲げるもの、廃棄物の処 理及び清掃に関する法 律に規定する一般廃棄 物、産業廃棄物の処理業 | | | | (1) 土地区画 整理法の規定 による換地処 分又は仮換地 | | | | |

(現行)

(改正案)

| | | | | | | | | |
|----------------------------|---|--|--|---------------------|--|--|--|--|
| | <p>の用に供するもの(工場に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)を除く。)</p> <p>(2) 事務所</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(4) 危険物の貯蔵又は処 理に供するもの(建築基 準法別表第二(る)項第2 号に掲げるもの、廃棄物 の処理及び清掃に関す る法律に規定する一般 廃棄物、産業廃棄物の処 理業の用に供するもの を除く。)</p> <p>(5) 自動車車庫</p> <p>(6) 前各号の建築物に附 属するもの</p> <p>(7) 巡査派出所、公衆電 話所その他これらに類 する公益上必要な建築 物(老人福祉センター、 児童厚生施設を除く。)</p> | | <p>の指定を受け た土地で、所 有権その他の 権利に基づい てその全部を 一の敷地とし て使用するも の</p> <p>(2) 巡査派出 所、公衆電話 所その他これ らに類する公 益上必要な建 築物の敷地と して使用する 土地</p> | | | | | |
| <p>沿道利 用 A 地 区</p> | <p>次に掲げる建築物以外 は建築してはならない。</p> <p>(1) 工場(建築基準法別 表第二(ぬ)項第1号、第 2号及び第3号に掲げる ものを除く。)</p> <p>(2) 住宅(3戸以上の住戸 を有する長屋を除く。当 該地区計画の都市計画 決定時点において、現に 住宅の用途に供する建 築物の敷地として使用 されている土地の土地 区画整理法の規定によ</p> | | <p>125 平方メー トル。ただし、次 の各号のいずれ かに該当する土 地については、 この限りでな い。</p> <p>(1) 土地区画 整理法の規定 による換地処 分又は仮換地 の指定を受け た土地で、所 有権その他の</p> | <p>20 メー トル</p> | | | | |

(現行)

(改正案)

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|----|----|----|--|--|--|
| | <p>る換地処分又は仮換地指定を受けた土地の全部又は一部を一の敷地として使用するものに限る。)</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類するもの(床面積が1,500平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>(4) 事務所</p> <p>(5) 診療所</p> <p>(6) 自動車車庫</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの</p> <p>(8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物(老人福祉センター、児童厚生施設を除く。)</p> | | | <p>権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの</p> <p>(2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地</p> | | | | | | |
| | <p>沿道利用B地区</p> <p>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <p>(1) 工場(建築基準法別表第二(ぬ)項第1号、第2号及び第3号に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) 住宅(3戸以上の住戸を有する長屋を除く。当該地区計画の都市計画決定時点において、現に住宅の用途に供する建築物の敷地として使用されている土地の土地区画整理法の規定による換地処分又は仮換地指定を受けた土地の全部又は一部を一の敷地として使用するものに限る。)</p> | | | <p>125平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。</p> <p>(1) 土地区画整理法の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの</p> | 20 | メー | トル | | | |

(現行)

(改正案)

| | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|---|----------------|--|--|--|--|
| | <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類するもの(床面積が 500 平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>(4) 事務所</p> <p>(5) 診療所</p> <p>(6) 自動車車庫</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの</p> <p>(8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物(老人福祉センター、児童厚生施設を除く。)</p> | | | <p>(2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地</p> | | | | | |
| | <p>住宅地区</p> <p>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅(3 戸以上の住戸を有する長屋を除く。)</p> <p>(2) 住宅(3 戸以上の住戸を有する長屋を除く。)で事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 前各号の建築物に附属するもの</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物(老人福祉センター、児童厚生施設を除く。)</p> | | | <p>125 平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。</p> <p>(1) 土地区画整理法の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの</p> <p>(2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建</p> | <p>12 メートル</p> | | | | |

(現行)

(改正案)

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|---------|--|--|--|--|--|--|
| | | | | 建築物の敷地と | | | | | | |
| | | | | して使用する | | | | | | |
| | | | | 土地 | | | | | | |

(現行)

(改正案)